

令和4年度 PTA臨時総会議案書

富山市立奥田北小学校

令和4年12月23日(金)～令和5年1月6日(金)

議事

議事(1) 規約変更 PTA役員選出

議事(2) 規約変更 新委員会設立

富山市立奥田北小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条 本会を奥田北小学校PTAという。
- 第2条 本会の事務所を奥田北小学校内に置く。
- 第3条 本会は学校と家庭・社会が一体となって児童の幸せと健康の増進、会員相互の研修と親睦をはかり、併せて校区の民主教育を推進することを目的とする。

第2章 事 業

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、意義の事業を行う。
- 1 教育の改善に関する研究調査及び助成。
 - 2 会員相互の研修、教養、文化の向上に関する事業。
 - 3 体育保健に関する事業。
 - 4 生活改善、厚生に関する事業。
 - 5 学校教育および施設の充実に関する企画、協力。
 - 6 その他、本会の目的達成のために、それぞれの必要に応じて専門委員会を設けることができる。

第3章 組 織

- 第5条 本会の会員は、次の通りとする。
- 1 奥田北小学校に在籍する児童の両親もしくは保護者。
 - 2 奥田北小学校に勤務する教職員。
 - 3 奥田北小学校区に居住し、本会の趣旨に賛同するもの。

- 第6条 本会に次の役員を置くことができる。
- 1 会長1名、副会長、書記、会計若干名、監事2名以上。
 - 2 常任委員(学年代表、専門委員会各委員長、校長、教頭)
 - 3 委員(学級委員、専門委員会各委員等)
 - 4 顧問(会長経験者、校区選出委員)

第7条 役員の選出

- 1 会長及び監事は、常任委員会で審議し、総会の承認を得る。
- 2 副会長、書記、会計は、会員より選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。
- 4 各委員会の委員長、副委員長、各係の選出は次のように行う。
(1)学級委員会
学年代表は、各学年の学級委員から1名選出する。

→執行部(会長1名、副会長、書記、会計若干名、監事2名以上。)

2, 3, 4と表記を統一しました。

4「副委員長」「各係」を削除しました。

各委員会の委員長の選出は次のように行う。

(1)選出時期を記載しました

学年代表は、各学年の学級委員から1名選出する。選出は、原則として1年は任期年の総会まで、2年から6年は任期前年の総会までに行つ。

(2)地区委員会

次年度委員長(地区A, 地区B, 地区C, 地区D 各1名)を、第1回地区委員会時に選出する。

→次年度委員長(地区A, 地区B, 地区C, 地区D 各1名)を選出する。選出は原則として任期前年の総会までに行つ。

(3)事業委員会

次年度委員長(1名)、次年度副委員長(4名)、各係を、第1回事業委員会時に選出する。

→次年度委員長(1名)を選出する。選出は原則として任期前年の総会までに行つ。

(4)広報委員会

次年度委員長(1名)を、第1回広報委員会時に選出する。

→次年度委員長(1名)を選出する。選出は原則として任期前年の総会までに行つ。

(5)厚生委員会

次年度委員長(1名)を、第1回厚生委員会時に選出する。

→次年度委員長(1名)を選出する。選出は、原則として任期前年の総会までに行つ。

- 5 学級委員、専門委員会各委員は、学級あるいは学年ごとに会員より選出する。

(2)～(5)
『第1回〇〇委員会時に』を削除し、選出時期を追記しました。

第8条 役員の責務

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その責務を行し、会長の委嘱に応じてその責務を遂行する。
- 3 書記は、常任委員会の議事録作成他、記録を担当する。
- 4 会計は、経理を担当する。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。
- 6 顧問は会の運営について、会長の諮詢に応ずる。
- 7 常任委員は、常任委員会を構成する。
- 8 役員は、この会の協議・運営にあたる。
- 9 役員の任期は、満1年とし、再任を妨げない。

(6)新しく委員会が設立されたため追記しました。

第9条 本会は次の会合をもつ。

- 1 総会は年1回、年度当初に会長が召集し、次の事項を決める。また、会長が必要と認めたとき、臨時総会開くことができる。
 - (1)事業計画並びに予算・決算の承認。
 - (2)会長・監事・副会長・書記・会計の承認。
 - (3)規約の変更。
 - (4)その他重要事項の協議。
- 2 常任委員会は、会長が召集し、総会に代わり次の事項を決める。
 - (1)総会から委任された事項。
 - (2)事業の協議並びに運営。
 - (3)役員の選出並びに承認。
 - (4)その他この会の運営に必要な事項。
- 3 執行部会は、会長が召集し、隨時この会の企画・運営・執行にあたる。
- 4 各委員会は会長の承認を経て、委員長がその委員会の事業の執行にあたる。
- 5 学級および学年委員会は、当該委員の合議により開き、会長の承認を経て運営にあたる。
- 6 総会および各委員会の議事は、出席者の過半数をもって決める。

第4章 会合

第5章 会計

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計は一般会計、事業会計及び特別会計の3種に区別して処理する。

- 1 一般会計、事業会計は通常の事業遂行に関する収支を処理する。
- 2 特別会計は、財政的基礎の安定を図るために設置し、一般会計、事業会計をもって支弁しがたい資産の取得、特別の事業に係る経費及び偶発的な損失全部、または入り部に支出し処理する。

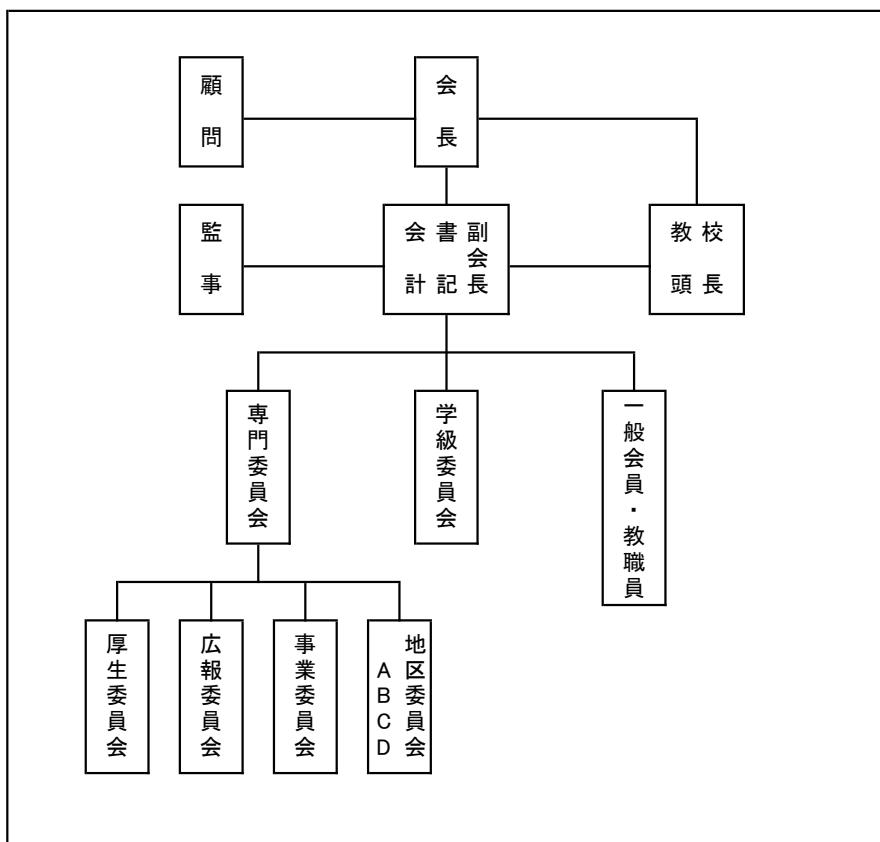
第6章 雜則

第13条 本会の運営に必要な細則・内規は、常任委員会、執行部会で決める。

附 則

昭和44年 4月	制定施工
平成 3年 4月	一部改正施行
平成 4年 4月	一部改正施行
平成 8年 4月	一部改正施行
平成 9年 4月	一部改正施行
平成10年 4月	一部改正施行
平成12年 4月	一部改正施行
平成19年 4月	一部改正施行
平成26年 4月	一部改正施行
平成31年 4月	一部改正施行
令和 2年 4月	一部改正施行

令和4年度 富山市立奥田北小学校PTA活動 参考組織図



第5章 会計

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計は一般会計、事業会計及び特別会計の3種に区別して処理する。

- 1 一般会計、事業会計は通常の事業遂行に関する収支を処理する。
- 2 特別会計は、財政的基礎の安定を図るために設置し、一般会計、事業会計をもって支弁しがたい資産の収得、特別の事業に係る経費及び偶発的な損失全部、または入り部に支出し処理する。

第6章 雜則

第13条 本会の運営に必要な細則・内規は、常任委員会、執行部会で決める。

附 則

昭和44年 4月	制定施工
平成 3年 4月	一部改正施行
平成 4年 4月	一部改正施行
平成 8年 4月	一部改正施行
平成 9年 4月	一部改正施行
平成10年 4月	一部改正施行
平成12年 4月	一部改正施行
平成19年 4月	一部改正施行
平成26年 4月	一部改正施行
平成31年 4月	一部改正施行
令和 2年 4月	一部改正施行
令和 4年 12月	一部改正施行

追記しました。

令和4年度 富山市立奥田北小学校PTA活動 参考組織図

